

糸島市補助金設計書

所管課 人権・男女共同参画推進課

補助金名称	学校人権・同和教育研究委員会補助金
区分	②奨励・支援的事業補助
該当例規等	糸島市人権・同和教育推進補助金交付規程、糸島市人権・同和教育推進協議会規約、部落差別解消推進法

【長期総合計画体系】

基本目標2_人と人がつながり助け合うまちづくり

政策3_男女共同参画・人権・多文化共生

施策②_人権が尊重される社会の推進

1 補助の目的

市人権・同和教育推進協議会の推進機関の一つとして活動する学校人権・同和教育研究委員会が行う、就学前、小中高学校での人権・同和教育を推進する事業に補助金を交付し、子どもたちの進路保障・学力保障、教職員・行政関係者の人権認識向上、人権・同和教育推進による課題の共有化と取組の連携等を行い、人権・同和教育問題の早急な解決を図る。

2 成果指標

指標① 糸島市人権・同和教育研究大会分科会参加者(年間)※令和元年度のべ1,346人の5%増

目標値① 1,413 (単位) 人

3 補助対象事業・補助対象者

【補助対象事業】

校区事業推進委員会、就学前教育部会、小中学長研究会、小中高担当者会、進路保障研究会の研究活動

【補助対象者】

学校人権・同和教育研究委員会

4 補助対象(外)経費

【補助対象経費】

・報償費、旅費、需用費、役務費、調査研究費、負担金

【補助対象外経費】

上記以外

5 補助率・補助限度額、積算根拠

【補助率】 100 % 又は 分の

【補助限度額】 1,300,000 円

【積算根拠ほか】

積算根拠: 補助対象経費における活動に要する経費

※学校人権・同和教育研究委員会補助金は、糸島市人権・同和教育推進協議会規約第6条で設置する学校人権・同和教育研究委員会の事業補助で、本市の人権・同和教育の推進に公益性が高く、市の施策に必要なものであり、また、同規約第9条では市同協の経費は、市費及びその他の収入を持って充てるとしているが自主財源はなく、補助率の例外を適用しなければ、補助目的を十分に実現できないため。

6 補助期間(期間終了後の継続及び終了の判断は、必要性や成果等の検証により行う)

令和 5 年度 まで